

長建協発第197号
平成22年9月17日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公共事業労務費調査（平成22年10月調査）の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査につきましては、年度当初から適用する公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施されております。

国土交通省では、今年度においても同調査を実施することとなっており、全建を通じ同省総合政策局建設市場整備課長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますので、同調査の精度、透明性を更に高めるため、ご理解・ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、今年度は下記の改善点等が重要事項とされておりますことと有効回答の向上対策等として同調査の手引き、調査票様式及び賃金台帳や就業規則等の整備のための参考資料等は、国土交通省の労務費調査のホームページから入手可能となっておりますことを申し添えます。

記

1. 資格審査の厳格化
2. 9月の賃金払い実態の調査追加（大工、左官、造園工等）
3. 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明資料の追加
4. 棄却の恐れがある標本を提出した事業主への通知
5. 資格取得状況や職種兼務状況、不稼働状況等の補足調査の実施
6. 調査対象外の労働者
 - ・ 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者
 - ・ 見習・手元等の労働者

※ 上記1～6の詳細につきましては、別添を参照願います。

〈参考資料〉8月5日に開催されました平成22年度公共事業労務費調査に関する説明会資料を添付いたしております。